

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について（昭和43年9月18日環衛第8140号）

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="152 304 1055 339">理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について</p> <p data-bbox="181 395 1099 539">昭和43年9月18日環衛第8140号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知 令和6年6月26日健生発0626第6号 一部改正</p> <p data-bbox="107 595 1099 1161">理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和43年6月10日法律第96号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和43年9月10日厚生省令第39号をもつて、それぞれ別紙1及び2（省略）のとおり公布され、ともに昭和43年9月10日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="107 1222 282 1257">第1 （略）</p> <p data-bbox="107 1318 524 1353">第2 運用上留意すべき事項</p> <p data-bbox="152 1366 714 1401">1 管理理容師及び管理美容師について</p> <p data-bbox="159 1414 315 1449">(1) （略）</p> <p data-bbox="159 1461 1099 1497">(2) 同一人が、同時に2以上の理容所又は美容所の管理理容師ま</p>	<p data-bbox="1167 304 2069 339">理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について</p> <p data-bbox="1196 395 2114 496">昭和43年9月18日環衛第8140号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知</p> <p data-bbox="1122 595 2114 1161">理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和43年6月10日法律第96号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和43年9月10日厚生省令第39号をもつて、それぞれ別紙1及び2（省略）のとおり公布され、ともに昭和43年9月10日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="1122 1222 1296 1257">第1 （略）</p> <p data-bbox="1122 1318 1538 1353">第2 運用上留意すべき事項</p> <p data-bbox="1167 1366 1729 1401">1 管理理容師及び管理美容師について</p> <p data-bbox="1173 1414 1330 1449">(1) （略）</p> <p data-bbox="1173 1461 2114 1497">(2) 同一人が、同時に2以上の理容所又は美容所の管理理容師ま</p>

たは管理美容師となることはできないこと。

なお、「理容所及び美容所における衛生管理要領について」
(昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号) の別紙「理容所及び美容所
における衛生管理要領」第 6 の 2 のなお書きの場合について
は、この限りではないこと。

2・3 (略)

たは管理美容師となることはできないこと。

2・3 (略)